

■(早見表)被災者支援に関する各種制度

令和7年11月21日版

※詳細な条件や申請方法は担当課にお問合せください

判定区分		全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊	問合せ先
下段：住家損害割合		50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満	
災害見舞金		10万円	3万円					健康福祉政策課 2階 12番 ☎33-4003
被災者生活 再建支援金	基礎 支援金	100万円	50万円					生活援護課 2階 15番 ☎33-8722
			解体又は長期避難する場合 100万円					
	加算 支援金	建設・購入 補修 賃借 200万円 100万円 50万円	建設 100万円 購入 50万円 補修 25万円					
			解体又は長期避難する場合 建設・購入 200万円 補修 100万円 賃借 50万円					
※単身世帯の場合は、それぞれ4分の3相当額となります。								
災害援護資金の貸付		住居の損害程度等により、貸付限度額が異なります。 (最大350万円) ※所得制限あり				家財の損害程度等によって、 貸付が可能な場合があります。		健康福祉政策課 2階 12番 ☎33-4003
住宅の応急修理		最大73万9千円 ※全壊：応急修理することで居住可能となる場合に限ります。				最大 35万8千円		営繕課 5階 3番 ☎33-4401
賃貸型応急住宅 (みなし仮設住宅)		民間賃貸住宅に無償で入居できます。 ※入居期間：2年以内 家賃基準額あり						住宅課 5階 2番 ☎33-4122
被災家屋等の公費による 解体・撤去(公費解体)		市が所有者に 代わって 解体・撤去						循環社会推進課 エコエイト ☎34-1997
個人住民税 (市県民税)の減免 【】は令和6年中の 合計所得金額		【500万円以下】 全部 【750万円以下】 2分の1 【1,000万円以下】 4分の1	【500万円以下】 4分の3 【750万円以下】 8分の3 【1,000万円以下】 16分の3	【500万円以下】 2分の1 【750万円以下】 4分の1 【1,000万円以下】 8分の1				市民税課 2階 13番 ☎33-4107
固定資産税 の減免 【】は損害の 程度	家屋	全部	10分の6	10分の4				資産税課 2階 14番 ☎33-4108
	土地	【当該土地面積の10分の8以上】 【当該土地面積の10分の6以上10分の8未満】 【当該土地面積の10分の4以上10分の6未満】 【当該土地面積の10分の2以上10分の4未満】			全部 10分の8 10分の6 10分の4	※地盤が崩壊した土地や岩石等が 大量に流入した土地が対象です。 ※「住家」の判定区分とは異なります。		
	償却 資産	【全壊、流出、埋没等による除却】 【10分の6以上】 【10分の4以上10分の6未満】 【10分の2以上10分の4未満】			全部 10分の8 10分の6 10分の4	※損害の程度は、修繕費等により 判定します。 ※「住家」の判定区分とは異なります。		
国民健康保険税の減免		全部	2分の1					国保ねんさん課 1階 7番 ☎33-4113
介護保険料の減免								介護保険課 1階 4番 ☎32-1175
介護サービス利用料 の減免 【】は令和6年中の 合計所得金額		【120万円未満】 全部 【120万円以上】 100分の97	【120万円未満】 100分の97 【120万円以上】 100分の95					介護保険課 1階 4番 ☎33-4145
後期高齢者医療保険料 の減免 【】は令和6年中の 合計所得金額		【500万円以下】 全部 【750万円以下】 2分の1 【1,000万円以下】 4分の1	【500万円以下】 2分の1 【500万円超750万円以下】 4分の1 【750万円超1,000万円以下】 8分の1					国保ねんさん課 1階 7番 ☎33-4113 熊本県後期高齢者 医療広域連合 ☎096-368-6511

制度の名称	制度の概要	問合せ先
国民年金保険料の免除	住宅、家財、その他の財産のうち、被害金額がおおむね2分の1以上の損害を受けた場合、申請に基づき、国民年金保険料が免除されます。	国保ねんきん課 1階 7番 ☎33-8751 八代年金事務所☎35-6123
児童手当の特例措置	被災により認定請求等が遅れた場合、申請に基づき被害が発生した翌月から手当を支給します。	こども家庭支援課 2階 11番 ☎37-6800
児童扶養手当の特例措置	○被災により認定請求等が遅れた場合、申請に基づき被害が発生した翌月から手当を支給します。 ○住宅・家財等が 2 分の 1 以上被災された場合、全額支給になる場合があります。	
畳替助成事業	り災した方が居住している住宅において、八代市産の畳表を使用した畳替(新調)に対して補助をします。補助率9割以内(上限:13,000円/1畳、6,500円/半畳) ※消費税は対象外、千円未満切り捨て ※一部損壊は、非木造住宅かつ床上浸水が確認できたものに限りです。	農業振興課 4階 10番 ☎33-8751
合併処理浄化槽の補助	大雨により合併処理浄化槽の更新や改築(機器修理)が必要となる個人住宅を対象として、合併処理浄化槽の補助事業を拡充します。	下水道総務課 5階 11番 ☎33-4147
下水道受益者負担金(分担金)の徴収猶予	被災された方を対象に、下水道受益者負担金(分担金)の支払期限を1年間延長します。猶予対象期:令和7年度 2期、3期、4期	
八代市中小企業信用保証料補給事業(災害対応分)	被災した事業者に対し、事業再建を支援するため、金融機関からの借入に必要な信用保証料の全額を補助します。	商工政策課 4階 3番 ☎33-8513
八代市中小企業等利子補給補助金	被災した事業者の早期再建を支援するため、県制度融資を利用した事業者に対し、利子の半額を補助します。	
緊急時短期資金保証制度	大雨により影響を受けた中小・小規模企業者に対し、喫緊の資金繰りを支援することで、事業継続を後押しします。	熊本県信用保証協会 保証部保証事務課 ☎096-375-2000
金融円滑化特別資金(令和7年8月大雨枠)	大雨により被災された又は、影響を受けた中小企業者に対し、貸付を実施します。	熊本県 商工振興金融課 ☎096-333-2314
金融円滑化特別資金(セーフティネット保証対応枠)	大雨により影響を受けた特定中小企業者(中小企業信用保険法に基づき認定を受けた方)に対し、貸付を実施します。	
農業用機械・施設等復旧支援事業(8月大雨)	令和 7 年8月大雨で被災した農業用機械等の修繕・再取得等を支援します。事業費が50万円未満等で本事業の対象とならないいぐさ専用機械については、下記の「い業機械復旧支援事業」の対象となる場合があります。	農林水産政策課 4階 9番 ☎33-4117
い業機械復旧支援事業(8月大雨)	大雨により被災したい業専用機械について、修繕に係る費用が50万円未満など、国・県の補助対象とならない、い業専用機械の修繕に対し助成を行います。	農業振興課 4階 10番 ☎33-8751
肥料・農薬災害廃棄物処分事業(8月大雨)	大雨で浸水し、使えなくなった肥料・農薬の受入れを行います。受け入れには事前申請が必要です。【事前届出期間】令和7年11月18日(火)～12月11日(木)	
令和7年8月大雨被害対策資金	大雨により被災された又は、影響を受けた農業者に対し、貸付を実施します。	農林水産政策課 4階 9番 ☎33-4117
八代市土砂災害危険住宅移転促進事業	土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)内にある住宅(賃貸住宅を除く)に居住する方々の安全な区域への住宅移転に補助を行います。	土木課 5階 9番 ☎33-4121
災害サポート・レンタカーの提供	被災された方や支援活動を行う団体を対象に、日本カーシェアリング協会が実施する、車の無償貸出支援です。【貸出期間】最長3日間(実施期間中であれば何度でも利用可)	日本カーシェアリング協会 ☎050-5799-4740
自動車税種別割の減免	被害を受けた自動車に係る被災年度の自動車税の種別割を減免します。 ・自動車が使用不能の場合 ➡全額免除 ・被害額が 1/2 以上の場合➡税額の 1/2 相当額を軽減	自動車税事務所 ☎096-368-4020
(軽)自動車税環境性能割の免除	災害により自動車が減失又は損壊した者が代替する自動車を取得した場合の自動車税又は軽自動車税の環境性能割を減免します。 被害にあった日から 6 月以内に自動車を取得した場合 ➡全額免除	
ケーブルテレビ利用料の免除	被災された方で、ケーブルテレビを利用できない(利用されない)方は、テレビやつしろ株式会社へ「休止」の申請をすることで、利用料が免除されます。	テレビやつしろ株式会社 ☎0120-15-8246
NHK受信料の免除	半壊又は床上浸水以上の程度の被害を受けた建物の放送受信契約について、令和7年8月から令和7年9月までの放送受信料が免除されます。	NHK ふれあいセンター ☎0570-077-077
日本政策金融公庫による「災害復旧貸付」	被災された中小企業者の事業の復旧を促進し、被災地域の復興を支援するため、日本政策金融公庫が「災害復旧貸付」を実施します。	日本政策金融公庫 八代支店 ☎32-5195
中小企業基盤整備機構による「小規模企業共済災害時貸付」	小規模企業共済制度の契約者で、被災区域内に事業所を有し、災害の影響により損害を受け、その旨の証明を受けることができる場合に、貸付を実施します。	中小企業基盤整備機構 共済相談室 ☎050-5541-7171